

会 議 録

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                     |              |  |      |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--|------|---|
| 会議の名称                                                                                                                                                                                                                                                           | 第6回第2野火止児童クラブ民営化検討会                                                                                                                                                                                 |              |  |      |   |
| 開催日時                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成28年10月8日 18時30分～                                                                                                                                                                                  |              |  |      |   |
| 開催場所                                                                                                                                                                                                                                                            | 第1野火止児童クラブ                                                                                                                                                                                          |              |  |      |   |
| 出席者<br>及び欠席者                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>●出席者：<br/>(委員)<br/>東村山学童保育連絡協議会：青木、十時、小林、上町、中山<br/>野火止児童クラブ父母会：4名<br/>子ども家庭部：野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、森藤本町児童館長、日熊主任、梅垣主任<br/>(市事務局) 半井児童課長、竹内課長補佐</p> <p>●欠席者：東村山学童保育連絡協議会：小山<br/>野火止児童クラブ父母会：1名</p> |              |  |      |   |
| 傍聴の可否                                                                                                                                                                                                                                                           | 傍聴可能                                                                                                                                                                                                | 傍聴不可の場合はその理由 |  | 傍聴者数 | 5 |
| 会議次第                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>1. 開会<br/>2. 議事<br/>    1) 「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について<br/>3. その他<br/>4. 閉会</p>                                                                                                       |              |  |      |   |
| 問い合わせ先                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>子ども家庭部児童課<br/>担当者名：半井・竹内<br/>電話番号：042-393-5111 (内線 3171・3174)<br/>ファックス番号：042-395-2131<br/>e-mail：jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp</p>                                                     |              |  |      |   |
| 会 議 経 過                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                     |              |  |      |   |
| <p>1. 開会<br/>・会長<br/>皆様こんばんは。本日は第6回第2野火止児童クラブ民営化検討会である。本日も前回に引き続き「基本的な市の考え方(案)」について説明させて頂き、ご意見を頂きたい。</p> <p>2. 議事<br/>・事務局<br/>次第に沿って進めたい。1) 「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について、前回、皆様から貴重なご意見を頂いたものについて説明したい。<br/>前回頂いたご意見を踏まえて、再度協議を行い、修正を行った。修正を行った箇所</p> |                                                                                                                                                                                                     |              |  |      |   |

を中心に説明したい。修正を行った箇所はアンダーラインを引いてあるので、そちらの説明をしたい。

まず、6番の②である。「なお、第2野火止児童クラブの責任者になるものについては、3年以上の勤続経験を求めるほか、児童クラブや保育園等において管理・監督職などの経験を有していることが望ましい。」とした。これまでの書き方では、「責任者になるものは3年以上の勤続経験が必要」とは読めないことから、責任者は3年以上の勤続経験を必須とする修正を加えた。

続いて「10. 指定期間終了後の引き継ぎ」についてである。前回の検討会の中で、「円滑な引き継ぎ」とはどのような状態を指すのか不明瞭であるとの指摘があった。これをもう少しわかりやすく書きたいと思い修正を加えた。指定期間終了後について、前事業者は引き継ぎを行わなくても不利益にはならないが、次の事業者は、4月1日以降円滑に業務を行うことができなくなってしまう。これを避けたいと考える。そこでわかりやすくなるよう「新たな事業者が円滑に事業を行えるよう、引き継ぎを行うことを求める。」というような修正を加えた。また、新たに加えた部分であるが「引き継ぎ結果については、報告書の提出を求める。」として、引き継ぎがしっかり行われたかどうかについて、報告書の提出を求める形にしたいと考える。

なお、前回の検討会において、「民間から民間に指定管理者が変更になった他市の例はあるのか」という質問があり、近隣市に確認したところ、八王子市で例があったことがわかった。そこで、引き継ぎ期間はどのくらい取ったのか聞いてみたところ、引き継ぎについては1ヶ月半の期間を取ったとの回答であった。

次は、「13. 情報公開」である。こちらは新たに追加をした部分である。①として、「指定管理業務に関して作成または取得した情報について、市に対して公開請求がなされた場合は、東村山市情報公開条例に基づき対応することを求める。」といった文言を加えた。情報公開について、市に求めがあった場合で、市が求める情報を持っていない場合に、事業者に対して情報を出すように求める場合がこちらに該当する。続いて②であるが、「指定管理業務に関する情報公開規程等の作成を求める。」を新たに追加した。事業者は、情報公開についての規程を持っていないのではないかと想定し、事業者に対して情報公開が直接求められる機会があることから、その場合に対応できるように規程を作るように求めたいと考える。

続いて「14. 文書の保存・引継」であるが、こちらも新設したものである。「①児童クラブ運営にあたり作成または取得した文書については、保存期間等を定め、管理することを求める。」とし、作成された文書については、一定の保存期間を定めることを求めていきたいと考える。続いて②であるが、「指定期間が満了し、又は指定が取り消された場合は、作成または取得した文書のうち、市が指定するものについて、市または次の事業者に引き継ぐこととする。」を加えた。指定が終了した場合は、目録等が無いとどのような文書があるのかわからないので、その時に目録等を提出してもらい、「これは次の事業者に引き継ぎなさい」「これは市に提出しなさい」と指示することで、途中で文書が途切れないようにしたいと考える。

続いて「15. 防災・防犯体制」についてである。「災害発生や事件発生を想定し、定期的な施設の安全確認や避難訓練等を実施することを求める（第1・第2野火止児童クラブが連携した訓練を含む）。」とした。当然ながら事業者独自でもこのような取り組みをしてもらいたい、実際に事故等が発生した場合には、第1・第2が連携した動きが必要になるため、これについては必ずやって頂きたいと考えカッコ書きで追記した。

続いて「16. 契約の解除」であるが、「地方自治法第244条の2第11項にあると

おり、指定の取り消しや業務の停止等について記載する。」とした。

続いて17番の③である。前回の検討会において、「アンケートの実施について記載してほしい」とのご意見があり、モニタリングの中でアンケートを行うことも想定されることから、こちらに追記した。下線の部分であるが、「また、これに伴い、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケート結果については公表することを求める。」と記載した。前回の検討会の中で、「モニタリングシートの項目について公表できないのか」との質問があった。市の指定管理者制度について取りまとめる部署に確認したが、市の指定管理者制度の仕組みとして、現在公開はしていないとのことであった。

続いて18番に絡む事項として、前回の検討会の中で、民間企業において従業員の処遇の基準をもっていることを募集条件にしてほしいとのご意見があった。事務局内で検討したところ、人事条件の開示が契約上必ずしも必要ではないと市では考えており、そこについてはあらためて求めることはしないとしたい。ただ、プロポーザルの際に、事業者と直接聞くことができることと、あとは実際に運用が始まってから、最低賃金を下回るような実態があるようであれば、当然そこは指導していく必要があると考えており、そういった部分で補っていきたいと考える。

続いて19番②である。前回の検討会の中で、事業者の選定において現場の指導員を選定委員に入れられないかというご意見があった。プロポーザルは日中1日かけて行うよう想定しており、現場の指導員では現場に穴が開いてしまうことから、できれば館長を参加させるように調整していきたい。また、第1回の資料に記載していたが、この市の考え方(案)に抜けていた「市、財務に関する見識を有するもの」をあらためて記載した。

変更点は以上である。あと1点質問のあった、議事録について音声データをそのままアップできないかについてであるが、事務局としては自由な意見を制限してしまうのではないかと考えることから、これまで通りの形で出していきたいと考える。前回質問のあった議会以外は、音声で出しているところはないということである。

以上が今回修正を加えた部分であるが、これについて再度ご意見を頂きたい。

・会長

以上が事務局のほうで前回のご意見を踏まえて、また事務局で調整した内容を、下線を引いて示したというのが今回の修正案であった。この内容について皆様から質問、ご意見を頂きたい。

・保護者

項目にするとどちらに該当するのかわからないが、市と事業者との連携の在り方について質問したい。今回の工事の日程を決めるにあたって、現場の先生に「この時期に工事してよいか」等の相談をした上で、「8月が最適だ」という結論になったのか。

・事務局

工事の日程についてであるが、この工事については国の補助金を使用して行っているため、国の補助金の内示が出ないと建てるできないという制約がかかっている。それが出たのが6月末であり、それ以降でなければ認めないということであったので、それを基準に日程を考えた。当初は平成29年4月より民営化したいと考えていたため、できる限り早く終わらせないと引き継ぎができないと考えたことから、そこを基準になるべく早い時期に始めたというのが実態である。

・保護者

先生との日程調整については、どうであったのか。工事日程が決まったという報告程度であったのか。

・職員

国の内示がなかなか出なかったことで、最初に予定されていたスケジュールよりも大分遅れて開始になったと聞いている。

・保護者

工事の日程について、現場の先生と相談できる余地があれば、9月開始であるだとか、1日子どもを預かる時に工事が始まってしまい、1日外遊びができないといったことのない配慮をして頂けたかもしれない。民営化スタートが遅れた分、工期を遅らせることもできたのかなと思う。直営で運営している中でさえ、「子ども達の安全を配慮した上での工事開始」といった配慮がなされないのであれば、民間事業者と市の連携が図れるのか疑問である。いろいろな都合があるとは思いますが、子ども達の安全を市が疎かにしてはいけないと思うし、現場の状況を一番把握しているのは先生方であると思うので、そこでの連携を持って頂きたい。これは文書にすることではないとは思いますが、市の内部でさえこの状況であるので、直営でなくなるもっと連携が難しいと思う。市の子どもに対する安全配慮について、どのように考えているのか知りたいというのが一つある。今回の件に関しても、非常に使える場所も少ない中で先生方がいろいろ工夫して下さったから事故なく過ごすことができたのかなと感謝しているが、そこはもう少し市が配慮すべき部分であるのかなと思う。

・事務局

安全に配慮していないということは絶対になく、現場の意見を聞いていないということでもない。工事のスケジュールについては、現場の指導員には相談という形ではないが、建て替えの時期については、4月開始に向けて前倒しでこの時期になるという報告はしている。国の内示が出るまでは工事契約ができないということもある。

・保護者

早める理由はわかるが、少し遅らせる配慮は無かったのか。

・事務局

今年度からの計画ではなく、前年度から計画を立てており、そちらで第2野火止施設のリース期間についても12月には新しい施設に移動できる計画を当初立てていたものであるから、そういうことも関係している。

・保護者

今回のことについてというより、どう伝えればいいのか、今までのいろいろな場面で、民営化すると決めた理由も配慮が足りないかなという印象を持ってしまう。建物を建てるからという理由しかないのもわかるが、もう少し子ども達の配慮について、考えていないことはないというのはわかるが、我々からするとたまたま事故が無かっただけで良かったねという思いである。1日預かるのと、学校が終わってから預かるのでは、絶対9月からやったほうがリスクは減るという思いになる。別に今回がどうのこうのというのではなく、今後もこういったことがあるのではないかという気がしてしまう。すぐ答えを返してほしいという訳ではないが、子どものことをすごく考えていると言うわりには、ちょっと詰めが甘い気がする。いろいろなしごらみがあるので、全部が全部そうするのは難しいのはわかるが、なんとも言えない。

・職員

全体の工期についてはいろいろな事情があるだろうが、工事が決まってからは、毎週木曜日に工事業者と児童課と我々で毎週午前中に打ち合わせをしており、子ども達の下校の時間における車の出入りの時間などを詳しく教えて頂いていて、この日はこうなるだとか配慮して頂いたり、大きな資材が入るときは警備の方がついて下さったり、「この日は避難訓練の予定です」と伝えれば「その日は考えます」といったよう

に、工事が始まってからは毎週打ち合わせができていたので、そのように今は対応している。

- ・保護者

なんといいたらいいかわからないが、民間と市では、更に関係が遠くなると思うので、直営だからできていたことができなくなるのでは。

- ・事務局

具体的にはどういったことか。

- ・保護者

よくわからない。

- ・会長

要するに、現場と市役所が常に情報共有してほしいということだと思う。それで、今は同じ市の職員であるが、今後指定管理者になると市の職員ではなくなるから、余計に情報共有であるとか連携を取っていかないと、子どもの安全が保てないのでそこに気をつけて頂きたいと、こういうことだと思うがいかがか。

- ・保護者

おおよそそういうことである。

- ・会長

その他に何かあるか。

- ・学保連

14番に「文書の保存期間を定め、管理することを求める。」とある。「求める」「望ましい」という希望と、「・・・とする」という明言に近いものがある。ニュアンスの問題であるが、役所の文書の管理には文書規程があり、これがないと保存年限も決まらない。「望ましい」と書いてあるということは、新たに文書規程を作るのではなく、東村山市の文書規程を準用するという考えなのか。

- ・事務局

当市の文書規程を元に、新たに作ってもらうように考えている。前回の会議では表現が整理できていなかった部分があったのだが、「望ましい」はできる限りやって頂きたい、「求める」は絶対にやって頂くものとして、必須条件として考えており、仕様書では「・・・すること」と表記したい。

- ・学保連

「・・・とする」との違いは何か。

- ・事務局

「求める」と「・・・とする」に差はない。

- ・学保連

前回の議事録をみて。欠席していたので重複するかもしれないが、1ページ目の6番。常勤職員の常勤とは何かの定義について言及するとのことだが、ここには反映されていないのか。

- ・事務局

こちらで考えているのは、勤務時間で定義しようと思っている。現状では、「〇〇時間」になってしまっているが、ここに数字を入れて常勤の定義としたい。

- ・学保連

話が行ったり来たりするが、「指定管理事業者の人事条件の開示は求めない」とあったが、求めないのか求められないのか。例えば、無認可保育所で事故が起こった場合、必ず査察が入り、労働条件はどうであったのか、事件性があれば情報が下りてくるようになっているが、指定管理者という制度上、人事条件の開示は求められないの

か。

・事務局

求めている。求めて出せるかどうか不明である。事業者としては、そこまで求められれば出すとは思っている。

・学保連

私が心配しているのは、都内や神奈川県、埼玉県などの地域で、大手と言われる委託事業者や指定管理者がある。それらの常勤職員の給与は明確に教えてもらえないことが多いが、公務員より給与水準はかなり低い。しかし、それでも常勤だということであるから、勤務時間だけではなく、我々子どもを預ける親達よりずっと低い給与で働くことになると、つまり彼らが結婚して子どもができて子育てをすることができないならば、常勤の意味が無い。そのあたりを配慮願いたい。指定管理者の導入は経費削減ではないと市長はおっしゃった。そこを配慮願いたい。その知恵を絞らないと。

・事務局

求められるかどうかは今も不明であり、検討したい。

・学保連

三多摩学童保育協議会の中で事業者の方が発言しており、いくらぐらいの給与水準であるかが残っている。40代ではこの位だとわかってしまう。私はもっと細かい話まで知っている。それは相当低いため何とかならないかなと思う。

・学保連

「指定管理者の年限を5年とする」とあるが、何か理由があるのか。3年ではないということではなく、10年という例がある。東京都指定管理者選定に関する指針（平成27年4月1日施行）にはこう書いてある。以下の各号のいずれかに該当する施設の指定期間は10年を原則とする。①管理団体の管理する特に重要な施策と連動する重要な役割を果たす施設 ②利用者との関係で長期的に安定的なサービスを求められる施設。実は、これには先行事例があり、「指定管理者 10年」で検索すると、すぐ目黒区の事例が出てくる。目黒区は②の規程に基づき保育園などに適用している。おそらく自治体は、これらの実例をもとに経験を蓄積している。千葉県松戸市の八柱霊園では10年であった。ここでは松戸市出身の方を雇ったり、活動として、霊園内にどういった樹木が生えているかなどのネイチャーゲームなど独自事業も行っている。10年といったふうに東村山市の規程は変えられないのか。

・事務局

今のところ東村山市では5年であり、他市の状況を聞くと26市はやはり5年が多い。施策的に継続的な事業運営が必要であるといった理由で、延長5年というやり方を八王子市では行っている。

・学保連

10年といっても、途中で見直す機会が必要なのである。中間において。事務局から説明のあったように、利用者アンケートを行ったり、ヒアリングをやったり。

・事務局

利用者アンケートの結果やヒアリングの結果に条件を設けて、それを積み重ねて5年後の見直しの機会に平均点以上であれば継続可であるとか、第三者機関を設けて評価をして頂いて、延長が望ましいという判断をすることが考えられるが、今のところ東村山市は5年である。

・学保連

年数によって、事業者側の認識が違ってくる。江戸東京博物館は指定管理者制度を

導入しているが、「来年も仕事があるのだろうか」という話を聞く。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

17番について、モニタリングマニュアルに係るアンケートなどについて、市ではその内容については公開していないとのことであったが、前回お願いしたと思うが、指定管理者制度の中身は学童の内容に沿ったものにしてほしいとお願いしたが、それはできるのか。

・事務局

できる。児童クラブの管理に則した内容に変えたい。

・保護者

アンケートにおいて、改善すべき課題が見つかった時に、それらの課題が見つかって解決されるまでの経緯について、情報共有が公営と民営でなされるのかどうかと、こういった措置がなされるかなどを保護者は知ることはできるのか。

・事務局

アンケートの内容については公表しないが、アンケート結果については公表する。そういったご心配は、事業者と行う運営委員会の中で保護者意見として出てくるので、保護者と事業者と市の三者で月に1回行う運営会議の中で、苦情やご意見を受けることになる。

・保護者

それは野火止の中の三者会議か。

・事務局

そうである。

・保護者

例えばそういった問題が他の児童クラブでも起きないように、全体に共有する場があったほうが良いと思う。もちろん運営会議で解決していくのも大事だが、民営化を進めると、他の児童クラブでも共有できる内容になる。

・事務局

それは課内で共有したい。命に関わることや、安全安心についてなどは共有していく。その後どうなったといった再点検も取っていきたい。

・学保連

モニタリングのシートを公開していないのは指定管理者制度における全体の決まりか。モニタリングの評価項目も、事業者とどういう項目を評価するかなどを揉んで、それを公表したりはできないのか。利用者のアンケート調査を入れてほしいとお願いしたのは、市と事業者だけで評価を進めてしまい、保護者の意見が反映されて改善されるのかが見えなかったのをお願いした。アンケートを取ったままで終わるのではなく、それを取り入れてちゃんと改善されているかが目に見える形になっているのいいと思う。アンケート結果は見られるが、それ以外は情報公開請求しないと見られないというのでは、意見が反映されるかどうかわからない不安がある。公開できない理由はあるのか。

・事務局

運営会議を通して、そういったご意見が出てくるので、そこで「改善をなさい」という業務命令は、契約者であるので可能である。それらの内容については、父母会の会長を通して保護者に伝えることができる。このモニタリングに限らず、このように改善されましたなど。そのための運営会議でもある。ここでしか改善が求められな

い訳ではない。

・学保連

13番の情報公開の項目を作って頂いたのはありがたい。これに関連して11番、事業者に対する市の監督責任について。「事業者に対して必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする」とあるが、具体的にどういった内容が必要であるかわからないので、もっと細かく入れられないかをお願いした。実際に現場でどういった書類がやりとりされているかわからない状態で、何を請求したらよいのかわからない。どういう運営をされているかわかる手がかりのようなものを、こちらに明記できないか。

・事務局

引き継ぎ書類については、仕様書の中で具体的に明示する。11番についてである。毎月の報告、事故報告、トラブル報告、出席状況報告などを求めていく。これらを例示で載せるのか、等でくるのか考えなければならないが、わかる形で仕様書に明記したい。

・学保連

前回申し上げたが、我々がつくっているものは、仕様書ではないとのことで、我々の認識としては、仕様書のたたきをつくっているイメージであったが、仕様書に盛り込む内容を検討する場で、それをもとに市で仕様書をつくり、その完成前に我々が見ることはできないのか。ここで話していたことが、最終的に仕様書で変わっていたり、仕様書として求めたニュアンスが変わったりしないのか不安である。

・保護者

スケジュール確認の時に、完成版は見ることはできるが、そこで何か言っても変更がきかないという話を聞いた。

・事務局

もともと、この場で頂いたご意見をもとに仕様書を作っていく、来年度開催される予定のプロポーザル審査委員会の場でお見せする。その会の中で「ここはこういう意図ではなかったはずだ」といったご意見を頂けば、その会の中で確認し、それを修正したものが事業者に出ていくイメージである。であるので、選定委員の方は見ることができ、修正する機会がある。それが保護者の皆様にといった考えはない。

・学保連

本当の仕様書の形が見られるのは、委員となる保護者2名と学保連1名のみか。その方達だけで協議しないとだめなのか。

・事務局

委員の方に事前に配布することはあるかと思うが、それを他の方達と共有して「ここはこうしたい」等、そこから情報が漏れることは避けたいと考える。

・保護者

11番の項目内容については、仕様書に載せるとの話であったが、仕様書にあることだけを報告すればよいといった方向にならないようにしてほしい。仕様書に書いていないことであっても、必要なことは報告するように、「これは仕様書に書いていないので報告の義務はない」とならないようお願いしたい。

・事務局

そうしたい。「〇〇を出しなさい」と明記したいが、逆にそれだけになってしまっても困るので、「〇〇など」と曖昧な表現になってしまうが考えたい。

・保護者

後から追加ができるような表現にしてほしい。



・学保連

難しいところだが、学童保育の現場仕事において報告書類が多くて、報告書を強く求めるとそれに業務が偏重してしまう。文書規程の話の絡みであるが、報告書類をきちっと保存して管理することと連動する話である。何か事件があった場合には、遡れることが重要であって、そこに毎週報告書を作れとなると現場作業が煩雑になるため、あまり管理し過ぎるのも本業が阻害される。後から追えるように、きちっと作ることと保存が大切になる。

・会長

今のご意見は重要である。この検討会で出た意見を取りまとめて作成した「市の考え方」をもとにして、これを文言化したり、数値にしたり、募集要項を作ったり、仕様書を作ったりして事業者をコントロールする。その中で、東村山市独自のガイドラインを遵守するように決まりがある。新制度になって、国で定めた放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準もある。いろいろな網をかけながら、網から漏れるケースがないように注意して頂きたいという趣旨だと思う。

・事務局

了解した。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

万が一、最悪のケースであるが、指定管理者がトラブルを起こし、市が検討した結果ここはまずいとなった場合、指定管理者を解除することになった場合、その後カバーリングがしっかりできるようにお願いしたいが、どのような対応を取るのか。予備の人員を確保しておくとか。

・事務局

予備の人員は置けない。年度途中で会社が潰れてしまった場合は、その時に考えるしかない。新しい事業者は、すぐには決められないので、直営より職員を派遣して、運営に支障が無いように対応する。次年度の予算を組んで、2月からの引き継ぎにも対応したい。

・保護者

改めて事業者選定をする時の流れ、仕組みを作っておいたほうが、ある程度想定しておいたほうが、保護者の今後の不安が和らぐと思う。

・事務局

予算が年度で動いているので、年度当初で発生した場合は割と対応しやすいが、年度末に発生してしまうと対応が難しいというのはある。

・保護者

すぐに動けるのか。

・事務局

契約部署は他部署になるので、契約期間を短縮できるかどうかは検討したいと思う。

・保護者

事前にそういったケースを想定して、契約部署とやりとりしておくことは可能か。

・事務局

パターンがいろいろあるので、予算であるだとか、時期であるだとか、それに対応するのはなかなか難しい。

児童クラブの中でも大変なクラブは年々変わってくるので、あらかじめこのクラブから職員を派遣すると決めるのは難しい。恐らく新事業者の選定は、再度プロポー

ザルによる選定をとるはずで、3ヶ月かかり、その後議会の承認が必要になる。

・保護者

議会の承認はいつ取れるのか。

・事務局

6月、9月、12月、3月である。それとプロポーザルの時期の絡みである。

・保護者

では、最短でどのくらい、最長でどのくらい期間がかかるという部分は想定できるか。

・事務局

そうである。

・保護者

今の話を受けて。現場に穴をあけるのは避けてほしいと保護者として思う。野火止は民営化第1号であるのでまわりの公営施設で対応可能であるが、今後全部が民営化された場合は、どのように運用するであるとか、長期的な考えは持っているか。

・事務局

市の体制としては、将来的には考えなければならない。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

前回、19番の事業者の選定方法で、事業者は匿名で選定を行うのかという質問に対して、検討するとの回答であったが、それはどうなるのか。

・事務局

匿名で行うと回答した。

・保護者

指導員の参加については、館長に決まったのか。

・事務局

館長の参加で調整したい。ただ、現場に余裕があれば、現場指導員での対応も考えたい。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

先程、先月の宿題で音声データの話があったが、実際の音声データと議事録を比較した時に、なぜこの部分を削るのだろうかという疑問があった。議事録の信頼性が低い。自由な発言ができなくなるというのもあるが、なぜここを削るのだろうかという部分、もの言いが乱暴だったりなどが目につくと感じた。議事録を作るのであれば発言した内容は記録する、発言していない内容は記録しないをぜひ徹底して頂きたい。

・事務局

そのように対応したい。

・保護者

途中で事業者の先生が変更になった場合、市に変更された先生の履歴書を提出するのか。市は先生の履歴書を把握するのか。

・事務局

仕様書の中で定めた条件はみるが、身分照会などは考えていない。何年間児童クラブに勤めていたか証明を出すようには求める。退職者が出た場合は、代わりの方にも同じように証明を求める。また、先生に辞めるなどとは言えないが、保育に支障のない

ように求める。

・保護者

先生が変更になった場合は、市に連絡が行くのか。

・事務局

もちろん変更内容を届け出てもらおう。

・保護者

資格等を持っている場合は、どうするのか。事業者任せなのか。

・事務局

資格があるかどうかの確認も市で行う。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

職員の任用は〇〇時間以上とするだけではなく、給与水準についても高い方が良いといった話があった。東村山市の社会福祉協議会職員と比較するといったものはどうか。指定管理者制度は株式会社に限ったものではない。東村山市社会福祉協議会は準公務員であって、かつての給与水準は非常に高かった。今はわからない。

・事務局

比較して低いからダメであるだとか、市としてどういった基準を当てはめるのか、なかなか基準が決められないと思う。給料表などがもらえればいいが、それを条件にして貴社はダメだといった言い方はできない。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

東村山市の私立保育園の先生で、常勤で働いていたが、今年の4月に辞めて23区内の私立保育園に移った。その理由は給与が良いのと、その区は、区と園からそれぞれ5万円の住宅補助が出るので、そちらに移るとのことであった。また、最近聞いたのは無認可の市内の保育園で、保育士不足により朝9時までに登園できなかった人は受入れを拒まれることがあるらしい。保育士が不足している状況であり、少しでも条件の良いところに行きたくするのは当然である。ある事業者は給与が低い印象がある。東村山市から人材が流出している事実もあり、人が集まらないことも考えると、給与規程がしっかりしていないと、先生がころころ変わってしまうのではといった不安がある。

・事務局

その方は、その雇用条件で働いている訳で、個人的に企業の良いところを判断して移っている訳で、その方が東村山市の指定管理者に雇用された場合、こちらは知ることができないので、どうにもすることができない。

・保護者

どうすれば良いのか私もわからないが、先生方のモチベーションがあるので、しっかり生活できるレベルで仕事をするのと、ぎりぎり生活しながらでは、先生達も来るのを考えてしまうと思う。最低賃金の保障はどうなのか。

・事務局

最低賃金を下回るのは労働基準法違反にあたるので良くない。ただ、契約は使用者と従業員との同意に基づいて行われるものであり、貴社の従業員の賃金が安いので、貴社とは契約を結びませんとルールづけるのは、行政としてよいのかどうか。

・保護者

まして5年なら、長く働けるところで続けたいと考えるはず。

・学保連

今の話が何区であるかわからないが、実態であるとするれば、役所にするのは部長に対してする話である。例えば、指定管理者で働く人に住宅補助を出す（ただし東村山市に住む場合は）など。課に対して話す話ではない。

・保護者

やってほしいということではないが、ある程度きちんと確保できるだけの条件がないと、長く働いてくれる先生は来ないかなと思う。

・事務局

各個人が満たされているか、満たされていないかの判断になると思う。

・学保連

そうではなく、人が集まらないであるだとか、嘱託職員が集まらないという話である。端的に現れている。教員採用試験に合格するまでというならば、非常勤でも人は集まる。だけど嘱託職員となると、一生その仕事となる。でも賃金は低い。東村山市の規程があるので。それが変更できないのであれば、課独自ではなく、市全体で考えられることはないか。過疎地への誘致と同じようなものである。住宅補助が一番効果があると思う。

・事務局

民間事業者の社員に対して、市が補助を出すのか。区営の保育所職員に対して、区営の住宅補助ならあると思うが。

・保護者

まったくの私立の保育園と聞いた。地域の社会福祉協議会から5万円住宅補助が出て、区からも5万円出ると聞いた。どこも人を集めるのに必死なのかなと感じる。こういうのを考えないと、入れ代わり立ち代わり先生が代わってしまうのではないか。

・会長

今のご意見は、クラブ指導員の処遇について、なにかしら優遇してほしいという要望であった。

・保護者

長期的に安定的に働けるような職場環境づくりをしてほしい。

・事務局

お願いしていくような形になると思う。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

時限的ではあるが、世田谷区で保育士の処遇改善のための住宅補助支給を行っている。しかも、区外に住んでいても対象とのこと。

・保護者

東村山市でも、何か独自にできれば良い。子育て事業に力を入れている東村山市としては最先端を行ってほしい。

・事務局

東村山市は、1支援に対して3人配置している。そこは他市に誇れる部分である。

・学保連

詳細はわからないが、住宅補助をやっている自治体はある。いつもこういったものは保育園で話が止まってしまう。児童福祉法上の事業ということがある。それを乗り越えなければならない。

・会長

その他、何かあるか。よろしいか。

それでは、今日の検討をもとに、持ち帰って市の案について修正を加える部分はあるか。委員の皆様においても、「この言い回しは」といった部分はあるか。

・学保連

事務局の話で「求める」と「・・・とする」が同じであるならば、すべて「・・・とする」に統一してはどうか。やってみて、やはり戻した方が良いというのは構わないので。そうすると、言い過ぎになる可能性はあるが。変えなければならないという訳ではないが、日本語というのは受け取り手に強制力が伴うものは、目立って浮いてくるので、これだけは譲れないという部分を考えて作ってほしい。

・事務局

了解した。

・会長

その他、何かあるか。また何かあれば、連絡を頂いて訂正、修正に応じたいと思う。それでは、市の考え方についてはこれまでとして、次第の3番「その他」何かあるか。

・事務局

10月22日に野火止児童クラブの保護者に対して、これまでの検討会の状況について、民営化スケジュール等も変わっているので、そのあたりを説明したいと考えており、皆様に通知は送っているが改めて周知をお願いしたい。

もう一点、第2野火止の工事の進捗状況についてお伝えしたい。8月から工事に入っており、今基礎工事と、鉄骨工事が終わっている。コンクリートの搬入においては大型車による搬入であったが、その節はご協力頂き感謝申し上げます。今後は、内部の工事に移っており、スケジュールどおり進んでいる状況である。建物は11月末に完成予定であり、その後建物の使用開始申請をし、年明け1月より新施設に移って頂く予定である。今ある旧の第2の建物を解体して工事は終了となる。工事の工程表については、建物の外に看板があり、毎週更新しているのでご覧頂きたい。工事の状況については以上である。

・会長

次回の予定は。

・事務局

今回は11月12日（土）18時30分から、こちらにお集まり頂きたい。

・学保連

保護者説明会の場所と時間は。

・事務局

保護者説明会は、18時30分からこちらの会場で開催したい。

・会長

以上で本日の検討会を終了したい。皆様ありがとうございました。